

地域支援・外来医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う区分 (該当するもの1つに○をすること。)		1 : 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 1 2 : 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 2 3 : 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 3	
2 後発医薬品の使用を促進するための体制の整備			
	後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報入手・評価する手順		
3 医薬品の使用状況			
	届出前3か月(開始年月)	年	月
	届出前3か月(終了年月)	年	月
	① 後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量		
	② 後発医薬品の規格単位数量		
	③ 後発医薬品の割合(②/①)	%	
4 医薬品の供給に係る体制			
	医薬品の供給が不足した場合に適切に対応する体制の有無 (該当するもの1つに○をすること。)	1 : 有 2 : 無	
	医薬品の単品単価交渉の状況	☐ 原則全ての品目について実施	

〔記載上の注意〕

1 後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要を添付すること。

2 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。

3 後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和8年3月5日保医発0305第12号）を参照すること。

4 「4」の「医薬品の供給が不足した場合に適切に対応する体制」とは、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制のことをいう。